

ID: 157

担当部署: 産業課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	高根沢町土づくりセンターの設置及び管理に関する条例 第5条(第6条第2項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成12年条例第1号		
【基準】			
第5条の規定による。 (利用の制限)			
第5条 町長は、前条の規定により施設の利用許可を受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該許可の利用を制限し、又は利用許可を取消することができる。この場合において、利用者が損害を受けることがあっても、町長はその責を負わない。			
(1) この条例又はこの条例に基づく施行規則に違反したとき			
(2) 利用許可の条件に違反したとき			
(3) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき			
(4) その他町長が管理上必要があると認めたとき			
備考			
設 定 年 月 日	令和7年3月27日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日